

施設基準あり

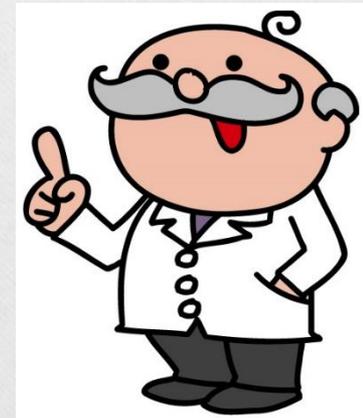
A231-4

摂食障害入院医療管理加算



2014年度診療報酬改定では変更点はありませんでした

◆摂食障害の改善のための加算だよ。



A231-4 摂食障害入院医療管理加算

1日につき

1. 摂食障害入院医療管理加算(30日以内) 200点

2. 摂食障害入院医療管理加算(31~60日以内) 100点



入院1日につき

「摂食障害入院医療管理加算」は、
摂食障害の患者に対して、
多面的な治療が計画的に提供されることを
評価する加算です。





施設基準

(摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者の治療



施設基準①

◆摂食障害入院医療管理加算の施設基準

⇒摂食障害の診療を行うにつき、
必要な体制が整備されていること。

- ・摂食障害の年間新規入院患者数(入院期間が通算される再入院の場合を除く)が、10人以上である。
- ・摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び臨床心理技術者がそれぞれ1名以上、当該保険医療機関に配置されている。
- ・精神療法を行うために必要な面接室を有している。



施設基準②

◆摂食障害入院医療管理加算の対象患者

⇒重度の摂食障害により、著しい体重の減少が認められる患者

・BMI (Body Mass Index) が、15未満であるものをいう。



算定要件

(摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者への計画的な治療



算定要件

◆ 摂食障害入院医療管理加算の算定要件 は、

摂食障害の患者に対して、

- ・医師
- ・看護師
- ・精神保健福祉士
- ・臨床心理技術者
- ・管理栄養士

等による 集中的 かつ 多面的な治療 が 計画的 に提供されることを評価したものである。



摂食障害加算（注意点）

- ・計画的な治療に関する加算点なので、計画書を作成しただけで算定してはいけないよ。
- ・点数が高いため、安易な算定は、医療監査の際に返還ともなりかねないため、注意が必要だよ。

